次に掲げる告示をここに公布する。

1　気仙沼市街路防犯灯設置及び維持管理要綱の一部を改正する告示

2　気仙沼市児童センター・児童館運営委員会要綱

3　気仙沼市児童遊園協議会要綱

令和7年9月30日

気仙沼市長　　菅　原　　茂

気仙沼市告示第86号

気仙沼市街路防犯灯設置及び維持管理要綱の一部を改正する告示

気仙沼市街路防犯灯設置及び維持管理要綱（平成18年気仙沼市告示第96号）の一部を次のように改正する。

第３条中「別表第１」を「別表」に改める。

第４条の見出しを「（費用の負担）」に改め，同条中「の負担については，別表第２のとおりとする」を「は，市が負担する」に改める。

第５条及び第６条を次のように改める。

（維持管理の委託）

第５条　市長は，街路防犯灯の維持管理を行うものにこれを委託することができる。

（協議）

第６条　住民自治組織は，街路防犯灯の移設，形状の変更，新設を要するときその他協議を要すると認める事項が発生したときには，事前に市長と協議しなければならない。

別表第２を削る。

別表第１中「

20
20

」を「

10
10

」に改め，同表を別表とする。

附　則

この告示は，令和７年10月１日から施行する。